

福島原子力発電所の影響により 事業主が休業した場合、 以下のような支援が受けられます。

- 事業所が原子力災害対策特別措置法に基づく警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域の設定を受けて休業し、労働者が賃金や休業手当を受けられない場合、**雇用保険の特例措置**が利用できます（労働者が実際に離職していなくとも**労働者に失業手当が支給**されます。）

(※)屋内退避指示が解除された地域も対象となります。

- 上記以外の経済上の理由(※)により事業活動が縮小し、休業する場合、**雇用調整助成金**の助成対象となります（事業主が**労働者に休業手当を支払えば**その一部が助成されます。）

※ **緊急時避難準備区域**の設定を受けても事業を継続している場合や**屋内退避指示が解除**された場合も雇用調整助成金の助成対象となります。具体的には、以下のような場合が「経済上の理由」に該当します。

- ・ 原子力発電所の停止により計画停電が実施されたために事業活動が縮小した場合
- ・ 警戒区域・計画的避難区域の設定がされている地域以外の地域において、風評被害により観光客が減少したり、農産物の売り上げが減少した場合
- ・ 警戒区域・計画的避難区域の設定が解除された後においても、風評被害により生産量が減少した場合

